

主 文

原判決を破棄する。
被告人を懲役六年に処する。
原審における未決勾留日数中二百日を刑期に算入する。

理 由

検察官並びに弁護人江島晴夫の控訴の趣意は記録編綴の控訴趣意書記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。

これに対する当裁判所の判断は次のとおりである。

一、 検察官の論旨第一点（事実誤認の主張）について。

原判決が所論引用の昭和三十四年九月一日附起訴にかかる本位的訴因の傷害・傷害致死の公訴事実を排斥して、同傷害ならびに致死は被告人の自動車運転者としての業務上の注意義務懈怠に基くものであるとする予備的訴因の事実を認定したことは、原判決判文上明らかである。しかるに、原判決が原判決第二・三の事実を認め、予備的訴因の認定に引用した各証拠を総合して考察すれば、原判決A小学校校庭における盆踊り大会終了後被告人が同校庭前国道上から原判決C川橋下まで原判決貨物自動車を運転して帰ろうと考えた頃には、被告人は既にそれまでの飲酒のため相当地に酔が廻っており、そのことだけでも最早前方注視が覚束ないため正常な運転ができない虞があつたばかりでなく、前照燈の故障により無燈火で暗夜の道路上を運転するのであるから、前方注視が殆ど不可能であつて、到底正常な運転ができない状態であつたため、折柄帰宅の途上にある盆踊り帰りの多数歩行者に自動車を突き当てて同人等を転倒させたり跳ね飛ばしたりする危険のあることを十分認識しながら、酒の勢に駆られ、そのような結果の発生を何等意に介することなく、敢て原判決貨物自動車を運転して原判決A小学校前国道上からC川橋方面に向い、その途中前説示の理由により、正常な運転ができなかつたことから、原判決上B駅北側附近国道右側を同一方向に歩行していた盆踊り帰りの原判決第二の被害者等に右自動車を次ぎ次ぎに突き当て、被害者Cを除きその余の者等を附近に転倒させ或いは跳ね飛ばし、因つて同人等に原判決第二の各傷害を負わせ、うちD・E・Fの三名を右傷害により原判決のとおり死亡するに至らしめたものであることが認められる。かかる事態の推移に鑑みれば、被告人には右運転開始に先立ち、原判決第二の被害者等に対し自己の運転する貨物自動車を突き当てて同人等を転倒させ或いは跳ね飛ばすことにつき、いわゆる未必の犯意があつたものと認むべきであるから、被告人は右暴行と因果関係あることの明らかな原判決第二の傷害或いは死の結果につき傷害罪或いは傷害致死罪としての刑責を負うものといわなければならない。してみれば、このことを看過して前掲本位的訴因の公訴事実を排斥して、予備的訴因の公訴事実を認定した原判決は事実の認定を誤つたもので、この誤りは判決に影響を及ぼすことが明らかであるから、原判決はこの点において破棄を免れない。論旨は理由がある。

二、 弁護人の論旨第一点（心神喪失乃至心神耗弱の主張）について。

原判決が原判決第二・三の犯行当時被告人が心神喪失乃至心神耗弱の状態にあつたものと認定しなかつたことは、原判決判文上明らかである。そこで記録に基き検討するに、被告人が原判決第二のように昭和三十四年八月十四日午後七時頃から午後八時頃まで飲酒したのち、普通貨物自動車を運転して広島県安佐郡a町b川橋下の川原を発し、原判決の径路を経て同郡d町A小学校校庭に立寄り、同所で盆踊りを見物していた頃までの間は、原認定のとおり、被告人の当時の言動や爾後被告人がそれらの模様を相当具体的に記憶しておるものと認められることなどからして、心神喪失乃至心神耗弱の状態にあつたものとは認められない。しかし、右盆踊りが終る直前の頃から盆踊り大会終了後貨物自動車を運転して前記A小学校前国道上を発し、同国道上をc川橋方面に向い、途中原判決第二の被害者等に右自動車を突き当てて同人等を転倒させ或いは跳ね飛ばしたりなどしたのち、A小学校前国道上から四百四十米余隔たる進路右側のGプロック工業所作業場入口附近に衝突して自然停車するまでの間は、被告人及びRの検察官に対する各供述調書の記載によつて認められる当時の被告人の言動、精神活動の状況、殊に盆踊りが終り仮装の審査発表に次いで表彰式が行われている最中にもかかわらず、被告人は会場中央の檯上で、他人の迷惑をかえりみず、太鼓を叩いたり、被表彰者を弥次つたりしたのち、被告人の連れの方が校庭で地元青年団員と喧嘩を始めた際これを制止し、その場を駆けつけた巡査に向い馬鹿丁寧三・四回も御辞儀をして「せわない。この男はわしが連れて帰る。」と申向けながら、その直後に及んで他人の制止をも聞かず今度は被告人自身何の原因もないのに右青年団員に喧嘩をしかけて右巡査から校門外に押

ものであるから同法第三十九条第二項、第六十八条第二号により法律上の減輕をし、且つ以上は同法第四十五条前段の併合罪であるから同法第四十七条本文・第十条に則り最も重い第一の傷害罪の刑に同法第十四条の制限内で法定の加重をした刑期範囲内において本件の態様・殊に判示第二の犯行による結果の重大性に、この種交通事犯の一般社会に及ぼす影響等各般の事情を綜合して、被告人を懲役六年に処することとし、なお同法第二十一条を適用して原審における未決勾留日数中二百日を右刑期に算入し、原審及び当審の各訴訟費用は刑事訴訟法第八十一条第一項但書を適用して、被告人にこれを負担させないこととする。

よつて主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 渡辺雄 裁判官 高橋正男 裁判官 久安弘一)

別 表

<記載内容は末尾 1 添付>